

# 「農業のちから支援事業」 がはじまります



これまでご利用いただいていた優良農地保全利用対策事業を、より使いやすい農業のちから支援事業としてリニューアルします。

優良農地保全利用対策事業からの

## 変更点



### ● 栽培面積10aから申請可能

優良農地保全利用対策事業で90aまたは30aとしていた区分の採択基準面積が10aになりました。

（露地野菜・果樹または施設野菜・施設果樹・花きを栽培している個人が「農業用施設」「高性能農業用機械」「環境保全型農業推進用資材等」「その他」の区分で申請する場合がございます。）

### ● 市外の栽培面積を加算して申請可能

露地野菜・果樹または施設野菜・施設果樹・花きを栽培している個人は、市内の栽培面積が3a以上あれば、市外の栽培面積を加算することで基準を満たして補助を受けられるようになりました。

（本市または、国・県が認定した認定農業者・認定新規就農者、みどり認定者（エコファーマー）、農業経営士に限ります。他市町村が認定した認定農業者は対象外です。）

### ● スマート農業技術と有機JAS規格適合肥料が補助対象に

高性能農業用機械の区分でスマート農業技術・機械を、環境保全型農業推進用資材等の区分で有機JAS規格適合肥料を申請できるようになりました。

### ● 1申請者の補助金上限額を200万円に減額

1申請者に交付される補助金の上限額を300万円から200万円に変更します。

申請者に求められる資格要件、補助を受けられる事業については優良農地保全利用対策事業から変更ありません。

詳細については、裏面をご覧ください。

お問い合わせ先

名古屋市役所緑政土木局農政部都市農業課 電話052-972-2466

◆申請が可能な方

- (1) 認定農業者・認定新規就農者
- (2) みどり認定者
- (3) エコファーマー
- (4) 農業経営士
- (5) 3以上の農業経営体が組織する営農集団（生産組合・出荷組合）
- (6) 農事組合法人
- (7) 農業協同組合（各店舗での申請はできません。）

◆補助を受けられるもの

区分	主な補助対象
農業用施設	集出荷施設、育苗施設等の施設と付帯する施設や機器
高性能農業用機械	トラクター等の乗用型農業機械、耕うん機等の自走型農業機械、スマート農業技術を活用した機械及び稼働に必要となる付属品
施設園芸高度化用施設・機器	温室、自動環境制御装置等
病害虫共同防除用薬剤等	愛知県の「農業病害虫防除の手引き」に掲げる普通物農薬で魚毒性A類相当のもの（団体のみ）
青果物共同出荷推進用資材	段ボール等の出荷・包装用資材、鮮度保持剤等（団体のみ）
共同直接販売促進用施設・資材	販売促進用資材、販売促進用施設（団体のみ）
環境保全型農業推進用資材等	農業用使用済プラスチック等の適正処理、環境保全型農業資材
その他	残留農薬検査および土壌検査に係る経費、鳥獣害を軽減する資材

- ・新たに追加された機械・資材を除き、補助の対象となるものは優良農地保全事業から変更ありません。
- ・上に挙げたものは代表的な例です。購入予定のものに本制度の使用が可能かどうかは、個別にご相談ください。
- ・区分や申請者の個人・団体の別により、補助金の率と補助上限額が異なります。

◆その他

本事業は、名古屋市の予算内で行うものです。このため、予算額を超える額の交付申請があった場合は、補助金算定額を一定の割合で減額した額を実際の交付額とします。